

## 被災要介護高齢者受入の手引書

このシステムにコーディネーターは配置しておりませんので、受入側と被災高齢者側双方で連携しながら運用して下さい。DCネット上にアップしてある「受入希望要介護高齢者リスト」「受入施設リスト」を見て、相互に連絡を取り合い、被災要介護高齢者登録票をやり取りしながら、この被災要介護高齢者受入の手引書を参考にして、実情に応じ柔軟に対応してください。また、トラブルが無いようお願いいたします。

### 1. 受け入れ対象者

原則として、東日本大震災により被災した、要介護またはそれに準じる状態にある高齢者が対象となります。その他の細かい条件は、受入施設一覧表を確認するか、受入施設に確認をすることとなります。

### 2. 移動

現住所から受け入れ施設までの移動をあらかじめご相談する必要があります。原則として、受入施設での対応となるでしょう。ただし、行政その他の機関による移送手段がある場合は連携を取りながら利用する方法もあります。行政その他の機関による移送手段を利用する場合は、受け入れ施設と被災要介護高齢者等（以下「被災高齢者等」とします）で事前に相談し情報共有しておきます。

### 3. 受け入れ期間

受け入れ施設と被災高齢者等（またはその保護者等）との話し合いにより受け入れ前に決定してください。あらかじめ延長の可否や方法についても検討し決定しておくとい良いでしょう。

### 4. 費用負担

受入施設と被災高齢者（またはその保護者等）との話し合いにより、受け入れ前に決定してください。高齢者は被災により財産の多くを失っている場合がありますので、受入施設は役所等と連携して被災高齢者の施設利用料の確保に協力してください。自治体・保険者ごとに被災証明書などにより、施設利用について負担する制度がありますので受入施設においてご確認ください。

### 5. 保険者との連携

受け入れにあたり、受入施設はあらかじめ介護保険の保険者と連携を取りな

がら進めてください。自治体によっては、被災者の受入調整を市町村で行っている場合がありますので、確認の上、そのようなシステムがある場合は自治体のシステムを優先的にご利用ください。

#### 6. 被災高齢者等受け入れの流れ

本システムは、インターネットを中核としておりインターネット環境や被災高齢者の経験によっては十分活動できる状況にない場合があります。是非、支援者の方が、被災高齢者ご本人・ご家族のサポート役として仲介を行ってください。

##### < 受入施設から被災高齢者に連絡を取る場合 >

被災高齢者の保護者または支援者（以下「支援者等」とします）が、登録票に必要事項を記入し、メールにて事務局に送信する。

事務局は必要に応じて支援者等と連絡を取りながら、記載内容に誤りがないか確認する。

事務局は確認後、「受入希望要介護高齢者リスト」への情報の表示手続きを行う

受入施設は、「受入希望要介護高齢者リスト」を確認し、支援者等に連絡する

受入施設、支援者等、被災高齢者の3者で「被災高齢者受入の手引書」（本資料）を参考にしながら受け入れの詳細を詰める。

受入施設は、受入決定を事務局に連絡する

事務局は DCnet 上の受け入れ希望要介護高齢者リストに受け入れ済みの表示を行う

##### < 支援者等から受入施設に連絡を取る場合 >

受入施設が登録票に必要事項を記入し、メールにて事務局に送信する  
事務局は必要に応じて受入施設と連絡を取りながら、記載内容に誤りがないか確認する

事務局は確認後「受入施設リスト」への情報の表示手続きを行う

被災高齢者または支援者等は、「受入施設リスト」を確認し、受入施設担当者に連絡する

受入施設、支援者等、被災高齢者の3者で「被災高齢者受入の手引書」（本資料）を参考にしながら受け入れの詳細を詰める。

受入施設は、受入決定を事務局に連絡する

事務局は被災高齢者または支援者等に受け入れ決定を確認し、DCnet

上の「受入施設リスト」の該当欄に受け入れ済みの表示を行う

事務局

全国認知症介護指導者ネットワーク災害支援連携チーム

被災者受入・広報対策本部 担当者：中口・中村・渡邊

メール：

FAX：03 - 3334 - 2178